

現代スウェーデン政党政治史論(1)

——二院制議会の誕生とその政治構造——

岡 沢 憲 芙

目次

第一部 政党政治揺籃期(一九三二年迄)	
第一期 二院制議会の誕生・議院内政党の時代(一八九〇年代前半迄)	89
▽議會改革(二院制議会の誕生)	91
▽地方党の誕生	95
▽全国政党組織発生のきざし	96
▽関税問題と政界再編	98
▽Bostrom 内閣・地方党の再合同	101
(以上本号)	
第二期 普選闘争・大衆組織政党の登場(一九二〇年代迄)	
第三期 少数党内閣時代・議院内閣制の完成(一九三二年迄)	
第二部 政党政治発展期	
第四期 社民労働党の時代	

▽序

歴史研究者が一般に採用しているスウェーデン史の時代区分は、

- 1 ヴァイキング時代およびそれ以前
- 2 中世（一〇五〇～一五二〇年）
- 3 ヴァーサー朝時代（一五二一～一六一一年）
- 4 「偉大なる時代」（一六一一～一七一八年）
- 5 「自由の時代」（一七一八～一七七二年）
- 6 グスタフ絶対主義時代（一七七二～一八〇九年）
- 7 近代スウェーデン誕生期（一八〇九～一九二一年）
- 8 現代（一九二一年～）

である。歴史研究者が現代への転期を一九二一年に求める根拠は選挙権問題の決着であろう。しかしながら、政治の観点に立てば Per Albin Hansson 第一次内閣が生まれた三二年を一つの時代区分にする方が妥当であろう。

三二年から今日迄の期間を議会内で安定した五党構造を持つ一つの単位と捉える充分な根拠がある。先ず第一に、ブルジョワ諸党の最終的形狀がこの期に定まった。その後の左右両極の分裂、離合集散はこの期の形狀をベースにしており、政党制の容貌を変える程のものではない。第二に、Hansson内閣の出現は少数党政権をノーマルな政権パターンと考えねばならない状況に訣別し、内閣にかなりの継続性を期待できる時代に突入する契機となった。第三に、それに先立つ一〇年間に徐々に発達して来た近代的マス政党が体裁を整え、上下両院の権力構造に政党がその明確な印

象を刻み付けた。マス・コミュニケーションの発達と急速なモータリゼーションが受動的な市民を活性化し政治への動員を可能にした。この状況を背景に政党は議院内閣制を完成することができた。行政部の支配権は王に対して責任を負う大臣を通じてコントロールする王の手から議会に対して責任を負う大臣の手に移っていった。大臣の補充源は官僚から国会議員に移行していった。王は内閣解任権を次第に失ない、閣僚選任にあたって王が持っていた影響力も一七年頃にはほぼ消滅してしまった。また、国王にかわって首相が議会解散権を行使するようになった。さらに、議会における〈無所属議員 *vidarna*〉は文字通り例外的存在となった。

実際、三二年に誕生した Hansson 内閣は政党政治発展史の一つのクライマックスであった。官僚の要素が依然として内閣に席を連ねていたが従来とは違って政党政治に投錨地を持つ人物であった。一二名の閣僚のうち九名が組閣時に議会に議席を持っていた。また、少なくとも七名は以前に社民党政府で活動した経験を持っていた。とりわけ重要なことには、事実上すべての閣僚が長期にわたって党内の指導的ポストを持っていた。

政策決定過程における政党の相対的比重は確実に大きくなった。そして、実際のな国家意思の形成をめぐって激烈な競合を展開することになった。集団の噴出とその政治的進出、およびスウェーデンを取り囲む国際環境の悪化に伴う危機的状況が政党間競合の拡大を促進した。

第一部 政党政治揺籃期（一九三二年迄）

第一期 二院制議会の誕生・議会内政党の時代（一八九〇年代前半迄）

一八六五―六六年の憲法改正に続く約七〇年間の政党制の発展は、議院内閣制化、民主化、私的集団の発生・増殖

という三つによって要約できる。これらすべての現象を一つの側面から観察することができる。拡大を続けていた国民の流動性が積極的な政治参加を生み出し、デモクラシーを要求したのである。

身分制議会の秩序を支えていた社会基盤は崩壊への道を歩み始めていた。一七六六年から一八六六年までの一〇〇年間にスウェーデンの人口は二倍以上になった(二〇〇万人から四一〇万人に)。農村の変貌は著しかった。古い村の共有地は分割され次第に囲い込まれた。村人は絶えざる財産交換によって従来の分散していた土地を統合し、家屋をその上に建てた。封建時代の共同農業は個人農業に道を譲ることになった。結果として生じた生産性の向上と私有財産への愛着が未開の荒地や大森林の開拓に人々の目を向けさせた。しかし、急速な人口増加は新開拓地だけで吸収できる程度のものではなかった。土地を持たない農村プロレタリアート層が急激に増加し、国内のさまざまな地方を指して流れ出た。国外に新天地を求める者もいた。彼らはその後拡大を続けた国外移住の主な供給源となった。

技術と経済も重要なファクターであった。工業の複雑化と行政機関の肥大化を生み、それらは次いでより大きな発展枠組を要求した。さらに、市民が利害関係を持つ一般的問題を処理するための枠組をも要求することになった。国民の流動化に伴なう社会的参加の要求と拡大は、生活水準と技術水準の向上を刺激した。封建勢力の経済的基盤であったギルド制度は消滅し、新しい株式会社や銀行制度が登場した。このような背景のもとで政党は市民の意思と主張を集約し、有効な代案に変換するための主たる道具として徐々に浮上した。

しかし、当初、政党の機能はごく限られていた。多くの国の場合と同様、近代的マス政党は政党に対する激しい敵視の中で徐々に形を整えていかねばならなかった。政党を敵視する者の論理も同じであった。彼らの意見に従えば、政治的意見や政治活動は個人のものであり、私党や徒党が介入すべきではない。これは、一八六一年に若き司法大臣

Louis De Geer 公爵が身分制議会の廃止、選挙を通じて補充される二院制議会の設置を内容とする改革案を提出した時貴族・聖職者陣営が展開した論理であった。

▽議会改革（二院制議会の誕生）

De Geer の改革案はかつてない規模で大衆の反応を惹き起こした。活発な論争が先ず新聞、パンフレットなどで展開され、遂には議会を主戦場とする迄になった。既得権死守を計る伝統主義者達は De Geer を階級への反逆者として告発した。しかし、最終的決着をつけるべく六五年に改革案が身分制議会に提出された時、ブルジョワジー、農民層は熱烈に支持した。反対論の急先鋒となったのは聖職者層であった。決定権は貴族の手中にあった。議会政治史上最もドラマティックな論争の中で賛・否両陣営はそれぞれの主張を繰り広げた。論争が四日目の朝を迎えた時、貴族議会 Riddarhuset は最終票決時間を午後二時に決め散会した。票決内容によっては議会前に待機する群衆の不満爆発を惹き起こし暴動を誘発することもありうると憂慮された。万一の場合に備えて軍隊が派遣された。しかし、警戒は不必要であることが判った。貴族議会は三六一対二九四の票決で改革に踏み切った。翌日、保守勢力の牙城聖職者議会も他の身分制議会の決定にやむなく従った。

貴族議会のメンバーが改革に踏み切った理由は二つある。先ず第一に、議会内外、とりわけ大衆の間に湧き上った改革を求める声を前にして、身分制議会の廃止は時間の問題に過ぎないことを納得していた。第二の理由は De Geer 案の穏健な内容である。実際、彼の提案は急進的改革計画どころではなかった。代議政治の形態と外貌は変えるものではあったが政治権力の分配方法については従来の内容を大幅に変更するものではなかった。（それでもなお、六五

一六六六年の議会議法 Riksdagsordning は旧体制の構造を暴力や外的圧力などの手段ではなく討論によって廃止した歴史上稀有な事例の一つであることは銘記されてよい。その精神はコンセンサス・ポリティクスと称されるその後のスウェーデン政治に生かされている (D. Rustow. 1965)。

De Geer が身分制議会の廃止を内容とする改革案を提出した理由は諸身分がほぼ同じ位の強さを持つ二つの党派(貴族、聖職者対ブルジョワジー、農民)に分かれ特定身分の利益と特定身分への偏見を強調する政治が公共の利益を犠牲にしているのではないかという認識であった。すなわち、分派主義、党派主義の克服が動機であった。しかし、彼の期待は完全に裏切られた。二院制議会議会開設後僅か二〜三週間にして、最初はかなり形を整えた政党が議会の中央で発生したのである。

De Geer による議会議改革は政党政治発展の好ましい土壌を提供した。先ず、議会議 Riksdag は毎年定期的に開かれることになり政党活動の場は飛躍的に増大した(従来は三〜五年に一度という具合に不定期であった。ただし、いつでも特別議会を召集できる国王大権は存続することになった)。第二に、四つの部分から成る身分制議会議会から二院制議会議会への移行に伴なって議員選出方法が改革された。全議員が選挙によって補充されることになり、政党の活動の場が保証された。従来は、選挙は農民、ブルジョワジー、下級聖職者についてのみ行なわれていたに過ぎず高級聖職者についてはその役職資格によって、貴族については世襲によって議席が与えられていた。これら二つの新しい状況に加えてコミュニケーションの発達と教育水準の継続的向上(既に一八四二年に教育は全国で義務となっていた)が政党の発達を促進する条件を提供した。

しかし、六五〜六六六年議会議改革は政党政治の発展にとってはあくまでも部分的前進以上のものではなかった。実

際、政党は先ず議会政党ないしは院内政党 *riksdagspartier* として発生し、議会内組織と議会外選挙組織 *valorganisationer* の結合という事態は一切生じなかった。政党の発展を阻止するいくつかの要因は一九〇七〜〇九年、一九一八〜二一年の二度にわたる議会改革まで保持されることになった。先ず第一の要因は、両院に同じ権限が与えられたことに求めることができる。同じ権限を与えられたため両院間の性格上の相違が大きくなり、一連の問題について互いに鋭く対立するような事態を回避することができなかつた。従来の階級対立（聖職者、ブルジョワジー、貴族、農民間の）は議院間対立にとってかわられた。両院間の相違は従来の諸身分間の相違以上に経済的利益の相違と密接に結び付いていた。しかも、中間的存在（貴族と農民との間のブルジョワジー、聖職者）が取り除かれたため対立者は直接ぶつかり合うことになった。両院間対立は《紳士 *herrar* と農民 *bönder*》間の対立という社会的色彩を与えられた。第一院 (*första kammaren* ここでは上院) は地方自治体議会を基礎にした間接選挙で、上流階級保守勢力の要塞であった。官僚勢力が支配したが官職は上流階級の指定席であった。そのため上院は下院とよりも行政部と結び付き傾向が強かった。なお、議員の任期は九年で、議員資格は年齢三五歳以上、最低四〇〇〇クローノルの所得に対する所得税を支払っていること、であった。議員には一切の俸給がなかった。一方、第二院 (*andra kammaren* ここでは下院) は直接選挙で補充され、主に農民層に支配された。下院議員資格は二五歳に達していること、および少額の所得を有していること、であった。任期は三年で歳費も支払われた。彼らは自分達を上院および上院を支配している階級に対する一種の半永久的反対勢力と考えていた。いずれにせよ、この両院間競合の固定化と大きな社会的懸隔のため政党の円滑な発達がかなりの程度まで阻止された。(図表I参照)。

政党政治の発達を阻止する第二の要因は選挙基盤の小ささ(とりわけ上院について)であった。もともと *De Geer*

図表 I：職業別上下両院議員分類

	職業カテゴリー	(1867年)		(1876年)		(1885年)		(1897年)		(1906年)	
		議員 数	%	議員 数	%	議員 数	%	議員 数	%	議員 数	%
下 院	高級官僚	48	25.3	44	22.2	42	19.6	57	24.8	44	19.1
	下級官吏	7	3.7	4	2.0	7	3.3	9	3.9	14	6.1
	自由業(医者, 新 聞人等)	5	2.6	3	1.5	11	5.1	8	3.5	20	8.7
	農業等	99	52.1	114	57.6	110	51.4	120	52.2	109	47.4
	うち土地所有者	23		19		11		21		17	
	その他の農業従 事者	76		95		99		99		92	
	貿易, 運輸, 工業	31	16.3	33	16.7	44	20.6	36	15.7	38	16.5
	労働者	—		—		—		—		5	2.2
	計	190	100.0	198	100.0	214	100.0	230	100.1	230	100.0
		(1870年)				(1890年)				(1910年)	
上 院	高級官僚	51	40.5			59	40.7			62	41.3
	下級官吏	—				—				—	
	自由業	1	0.8			3	2.1			6	4.0
	農業等	46	36.5			49	33.8			42	28.0
	うち土地所有者	46				44				35	
	その他の農業従 事者	—				5				7	
	貿易, 運輸, 工業	28	22.2			34	23.4			40	26.7
労働者	—				—				—		
計	126	100.0			145	100.0			150	100.0	

* L. Sköld, A. Halvarson, 1966, s. 391, 401.

の改革は選挙権の大幅
拡大を意図したもので
はなかった。Rudolf
Kjellen が述べたよう
にただ「旧来の職業
(身分)カテゴリーを実
際の税金選挙権とい
う算術用語にかえた」
だけであった。下院選
挙権を持つ者は全国民
の約五% (成年男子の
約二〇%) だけであっ
た。そして、上院の被
選挙権資格 (収入・財
産資格) を充足してい
る者は全国民中僅か六
〇〇〇人に過ぎなかつ

た（一八七一年）。これでは下層中産階級や肉体労働者層が議会構成の決定に大きな影響力を行使できないとしても当然であろう。広大な大衆にアピールし彼らを政治的活動に動員しようとする努力が阻止されたとしてもその意味では理解できないことではない。

議会外全国組織はその後とくに関税問題、選挙権拡大問題、防衛問題との関係で、党の宣伝活動の重要な担い手として大きな意味を持ち始めることになったが、少なくとも世紀の移り目は議会政党が政治の舞台を支配していたといっても過言ではない。そこで院内政党について限定して述べておこう。

▽地方党の誕生

一八六七年に院内政党として地方党 *Lantmannapartiet* が下院で誕生した。その組織と行動パターンはいくつかの点でその後に生まれた政党のモデルとなった。この党の基本姿勢は *Carl Ivansson* の言葉に従えば「官僚勢力の利益と資本の利益に抵抗すること」であった。始めから攻撃的なプログラムを持って登場した。そして比較的明確に定義された要求を含んでいた。党を指導したのは目的意識に富んだグループであった。彼らは党規律を守るためには逸脱したメンバーに対してはかなり強力な制裁を行うべきだと考え、実際そうすることに逡巡しなかった。党内結束が力の源泉となることを充分認識していたので統一と団結を強調した。そのために採用した戦略は会議を頻繁に開いて党内結束の基盤を見出し連携プレーの基盤を強化する方法であった。地方党は党への帰属と団結が議院内決定作成過程での個々の議員の態度形成にあたってそれ自体で強力なファクターになり得ることを充分理解していた。連帯感地方党にとって中心的な財産であった。

下院に存在していたその他の議員グループは地方党と比較すれば非常にルーズな性格を持つものであり、クラブと院内政党の中間的存在であった。しかし地方党に問題がないわけではなかった。第一の問題はその攻撃的姿勢が他者否定主義の要素を内包していたことである。党を指導したリーダーの中には自ら責任を分有する意思と情熱を欠きながら政府の政策には一方的に激しい攻撃を加えるという非建設型リーダーがいく人も見られた。第二の問題は多くの中心的問題について、活発な討論だけでは容易に架橋できそうもないさまざまな見解が党内に充満していたことである。国防の近代化については満場一致に達することも容易であったが、憲法改正の細目が現実に政治化されるにつれて党内世論が多様化した。とりわけ、兵役問題が異見の存在を浮き彫りにさせた。そして一八八〇年代中期になると関税問題をめぐって党分裂への傾向が頂点に達することになった。

▽全国政党組織発生のきざし

上院では政党はしばらくの間発生しなかった。よりルーズな議員グループだけが形成されただけであった。といっても六五〜六六年の議会制度改革に続く最初の二〇年間に近代的な政党制を組織しようとする努力が一切なかったわけではない。確かにその努力は存在した。しかしほとんど成功しなかっただけである。どの議員グループにしても広大な国民層を政治活動に誘導するなどという考えを完全に無視していた。有権者に接近し、彼らにアピールするなどということは常に傲慢で向う見ずなことであるという風潮が支配的であった。

だが、八〇年代の第一次関税闘争 *fullstriden* と選挙がスウェーデンの政治的環境に決定的な変化を惹き起こすことになった。関税闘争の激化に伴って、さまざまな市民組織が政治的発言権を持つに至った。強固な組織と利用で

きる宣伝手段を活用しようという意思を欠いた全国政党が存在しない限り、地方の市民集団、クラブ、あらゆる種類の徒党にも政策に影響を与える可能性が与えられることになった。選挙集会 *valmöten* のレベルではとくにそうであった。選挙集会は *Gunnar Wallin* に従えば「市民がその政治的意見を表明するための最も重要な組織であり、統治者と被治者を結ぶ主要な接触手段」であった (*G. Wallin, 1961*)。禁酒運動組織 *nykterhetsorganisationer* や宗教団体などがこの選挙集会を主たる活動舞台とする政治集団として浮上した。これらの組織は市民にアピールし自派の候補者に彼らの注意を惹き付けようと努力するその他の有権者徒党 *valmanskoterier* に劣らぬ能力と資格を持っていた。しかし、この有権者結社のいくつかは、その他の組織がその後利益集団として発展していく性格を持っていたのに反し、政党組織に近い性格を備えていた。大衆の意見を吸収し広大な基盤でより継続的な政治活動を行なうための条件が整い始めた時、今日的な意味での政党組織の欠如が作り出した空白を埋めたのはまさにこの有権者結社であった。このタイプの組織には「スウェーデン労働の友協会 *Föreningen svenska arbetets vänner*」や数多くの有権者結社がある。(これらは九〇年以後は「スウェーデン普通選挙権同盟 *Sveriges allmänna rösträttsförbund*」に統合された)。さらに、さまざまな愛国的団体、例えば「スウェーデンの権利 *Sveriges rätt*」、「スウェーデン国民協会 *Svenska Nationalföreningen*」、「一般国防協会 *Allmänna försvarsföreningen*」も活動を開始した。これらの結社は世紀の移り目頃に順次作られた全国政党の祖先と考えられている。実際この種の宣伝組織は国民に到達することに成功を収めた。そして、議会オピニオンと国民のオピニオンを架橋する装置として次第に認められるようになった。選挙にあたって市民にアピールしようとする試みは既に早い時期に、とりわけ八四年選挙時に生じた。もっとも、このような試みは時代の転換期を特徴付ける第一次関税論争、選挙権拡大論争、防衛論争に限定されたものであったが。それで

も、かような活動のおかげで投票率は伸びたし、選挙キャンペーンは以前に比べ飛躍的に活発化した。議会外全国組織の整備・拡大を基礎に議会政党と議会外全国組織とが結合される新しい発展段階の到来は今や時間の問題となった。

▽関税問題と政界再編

七〇年代に政治化された関税問題は八〇年代末に政界再編を生み出すことになった。もっとも、この政界再編は依然として議会内政党配列の問題でしかなかったのであるが。

七〇年代の世界市場では価格が下降線を描き、ドイツやその他の国では保護関税策を採用した。スウェーデンでは農業部門が最も不況に悩まされた。例えば八一年～八七年期でも小麦の卸売価格は四六%、ライ麦の場合は四八%下降した。国内市場用の穀物を作りながら低価格の外国産農作物の洪水を前にして打つ手を見出せなかった地主、大農層から最も熱心な保護貿易論者が提出されたとしても当然であった。時の *Thempander* 政府は断固この要求を拒けた。しかし、保護貿易論者 *protektionister* は議会票決で勝利に持ち込みたいとの希望を捨てなかった。議会内決定作成過程の伝統的障害、すなわち議院間意見不一致による問題の棚上げ、廃案という障害を恐れる必要が既になくなっていたからである。六五年～六六年の議会改革によって歳入・歳出関連問題については両院合同票決 *gemensam voting* によって決定されることになった。この制度によって一院の少数派も他院の多数派との多数派工作によって政治力を発揮できる。議会内の票は比較的簡単に読むことができるので選挙キャンペーンに対する熱の入れ方は以前とは比べものにならなかった。

八五年になると上下両院の保護貿易論者が戦略調整のために初めて合同協議会を開いた。議会外では保護貿易同盟と自由貿易論者 *Frihandlare* が全国的規模で激しいキャンペーンを展開した。八七年春、保護貿易論者による両院合同採決での勝利を阻止するため *Thempander* 首相は取えて下院解散という挙に出た。

八七年春解散選挙 *värvalen 1887*、同年九月の通常選挙 *höstvalen 1887* は前例のない程激しいものとなった。以前の選挙では有権者の二〇〜二五%しか投票の労をとらなかつたのに八七年四月選挙では四八・一%（都市部六二・九%、地方四四・四%）が投票場に足を運んだ。（この政治的関心の高さは二〇年後の選挙権論争のピーク時まで再現されることはなかつた）。八七年の二度の選挙で自由貿易派は一般投票の明白な過半数を獲得した。春選挙では自由貿易派一三六議席、保護貿易派八五議席と自由貿易派が圧倒した。秋選挙でも自由貿易派一二五議席、保護貿易派九七議席と差は接近したものの依然絶対多数を制した。しかしこの勝利は思わぬ出来事のために灰燼に帰した。事件はストックホルムでおこつた。ストックホルムは二二名の議員を選出することができたが、自由貿易論の主たる要塞の一つであり、秋の選挙でも彼らが圧倒し全議席を独占した。ところが、自由貿易論派の提出した候補者リスト *kandidatlista* には数年前の税金を滞納している候補者（しかも未納分は僅か一クローノル五八オーレであった）が含まれていたのであつた。税金滞納は被選挙権の技術的剝奪を意味する。同年の上院で保護貿易派と自由貿易派の議席数がはじめて逆転し（七七対六七）苦しい立場に追い込まれていた *Thempander* 首相が上院議席差（マイナス一〇）を上回る議席差（二八）で自由貿易派が勝つたことを喜んだ矢先の出来事であつた。税金滞納は以前でも珍らしいことではなかつた。そして大抵の場合気付かずに済んでいた。しかし以前とは違つた要素があつた。関税論争を契機とする党派心 *partiska* の高揚である。保護関税派は告訴という挙に出た。法廷は技術的違反行為を前にして自

図表Ⅱ：議院内勢力分布（1887～1909年）

年	上院			下院				
	保守的右派 保護貿易主張 右派	右派 （自由論） 健康な自由論 右派	計	保護貿易主張 右派	自由貿易論 主張する 右派	自由主義者	社民党	計
1887A	70	73	143	112	102		—	214
1887B	71	72	143	85	136		—	221
1888	77	67	144	119	103		—	222
1891	101	46	147	88	68	72	—	228
1894	114	34	148	86	66	76	—	228
1897	120	30	150	98	58	73	1	230
1900	125	25	150	137		92	1	230
1903	125	25	150	119	107		4	230
1906	110	40	150	108	109		13	230
1909	101	49	150	91	105		34	230

* S. Carlsson, J. Rosén, 1970, s. 456.

由貿易派に投ぜられた全投票の無効を宣言し、次点候補者リストに議席を与えた。かくして、自由貿易派の二二議席は保護貿易派のものとなった。その結果保護貿易派は下院で一九議席、上院で七七議席、合同採決で一九六議席を制し、自由貿易派のそれぞれ一〇三議席、六七議席、一七〇議席を上回った。（図表Ⅱ 参照）。八八年議会で保護貿易派はこの予期せぬプレゼントを利用して、時を移さず関税法案を成立させた。ストックホルムの自由貿易論者がこの経過をにがにがい思いで見守っていたであろうことは想像に難くない。しかし、ある意味でこの不慮の出来事は遅かれ早かれ到来するであろう保護貿易論の勝利を早めただけとも言えよう。なぜなら、図表Ⅱでも判るように、九〇年下院選挙で自由貿易派が過半数を回復した時も上院での後退が一層明確になっていたからである。上院で、そして合同採決で自由貿易派が勝利できる可能性は九〇年以降皆無になった。

関税論争は政党配置図を根底から変えることになった。農作物への輸入税は農民の基本的な主張であったけれども地方

党がその問題について細部にまで結束しているわけではなかった。商品として市場に出せる余剰作物を作っていない小農や牧畜を専業にしている大土地所有者にとっては関税論者が主張する保護政策からは得るところが少ないように思えた(G. Montgomery, 1939)。

老党首 Carl Ifvarsson は本質的に自由貿易論者であったが党内抗争を回避し結束を固めるために中立的立場を党がとり続けるよう全力を尽くしていた。しかし、世論を二分するような政治問題について政党がいつまでも中立たりうることは到底できない相談である。

関税法案が議会を通過した八八年頃迄には地方党内の亀裂は決定的になっていた。党内の保護貿易論者は八八年に「新地方党 Nya lantmannapartiet」を作った。これは九四年迄続いた。一方自由貿易論者は「旧地方党 Gamla lantmannapartiet」を作った。また、都市に住む自由貿易論者は八九年に「下院中央派 Andra kammarans center」の名の下に集結した。上院では保護論者が八八年に「保護貿易多数党 protektionistisk majoritetspart」を作った。これは一九〇九年迄続いた。また少数派は同年「穏健自由貿易党 moderat frihandelsparti」を作った。これは一九〇四年迄続いた。

▷ Boström 内閣・地方党の再合同

八七～八八年の保護貿易論の勝利によって安定した議会内支持に基礎を置く強力内閣の可能性が初めて生まれた(票決は多分にラッキーなものであったが)。De Geer 内閣以来の議会内党派から孤立した政権の伝統が一応終止符を打つことになった。Oscar Robert Thempfander を首班とする自由貿易論内閣は八七年一二月辞職した。しかし、国

王 Oscar II は全閣僚の即時辞職を拒否した。彼は議会と国王間の厳格な権力分配の原理に執拗に固執した。(一八〇九年以来のスウェーデン憲法は王と議会間の権力分配を明確に規定している。当時、国王は行政権を、議会は課税権と予算編成権を与えられていた。立法権は国王と議会に分割されていた)。とくに、国王の持つ閣僚指名権に対する一切の外部干渉に敏感な拒絶反応を示した。例えば、新聞がある時、Anton Nilas Sundberg に組閣の大命が降下したが彼がそれを拒否したとの噂を流したことがある。王は官報を使ってこれを強く否定した。Sundberg に対してあれ誰れに対してであれかような大命を降下したことはない。ただ Sundberg には國務大臣のポストを内示した。Sundberg はそのポストについてのみ拒絶した。これが官報での論旨であった。しかし Gunnar Hestén が述べるように、「国王がそのような声明を出す必要があると考えたというまさにその事実が、国王の地位が実際にどの程度つき崩されつつあるかを雄弁に物語っている」のである (G. Hestén, 1940)。Oscar II がこのような挙に出たのは部分的には彼の使命感のためであった。七二年に兄である国王 Karl XV が死去し、すぐ後を継いだのであるが、次第に衰退していく国王の影響力を回復することに情熱を燃やした。そして彼にはその能力が充分備わっていた。彼は能力でも人格でも兄より優れていた。何よりも権力を切望したが、政治抗争の調停者として行動することも望んでいた (I. Andersson, 1970)。

関税問題に端を発する深刻な危機状況のため国王には引伸し作戦による有利な局面打開を狙う余裕もなかった。八年二月、穏健な保護貿易論者である Gills Bildt 男爵に組閣を命じた。前内閣のメンバーのうち四名が続いて内閣に席を並べた。この内閣は一〇名の閣僚のうち頂度五名だけが保護貿易論者であり、いわば一種の混合内閣であった。議会内の趨勢が保護貿易論に傾斜し、それを理由に Thempander が退陣したのであるから、当然、保護貿易論

内閣が生まれるべきであった。Bildt 内閣はその意味でも議会主義への突破口 genombrött för parlamentarismen とは到底言えるものではなかった (S. Carlsson, J. Rosén, 1970)。

八九年秋 Bildt は職を辞し、穏健な保護貿易論者である Gustaf Åkerhielm 男爵が首相の地位に就いた。前内閣に比べ保護貿易論者が大量に閣僚のポストを占めた。

二年後の九一年 Erik Gustaf Boström の手に政権が渡った。前任者 Åkerhielm は戦略の才に欠けたユンカーであったが、Boström は実際の忍耐強い性格を持つ農民であり農民、市民を自由に操る大きな能力を備えていた。彼が九年間にもわたって政権を担当できたのはその戦略家としての性格と能力に負うところが大きかった。彼は「新地方党」創設者の一人であった。既に述べたように上院では保護貿易論派が圧倒的多数を掌握していたが、下院はほぼ同じ位の勢力を持つ三つの議員グループに分裂していた。Boström が属し、主に都市、地方の保護貿易論者が集まっていた新地方党、地方の自由貿易論者が作っていた旧地方党、および、都市の自由貿易論者が主な構成要素となっている下院中央派の三グループである。農民にも都市市民にも強い彼の能力は三派間の調停能力が何よりも要求されていた議会状況で彼を首相最適任者に押し上げてしまった。Boström は議会内諸グループから身を離し、二者対決状況をセットし、漁夫の利を得る戦略に出た。保守派の牙城である上院を統治の基礎にできたので、下院三派の合従連衡を操作することに全力を尽くせばよかった。戦略家 Boström の才は国王 Oscar II との関係でも存分に発揮された。憲法枠組とりわけ国王大権の侵犯に鋭敏な国王の勘気にふれることなく思い通りの閣僚人事を断行することができた。そして頻繁な閣僚人事が彼の戦略の一部を構成していた。九年二ヶ月続いた第一次内閣で一貫して閣議に席を連ねていた大臣はたった一人だけであった。九つの閣僚ポストのうち三人の大臣が入れ代わったポストが五つもあっ

た。財務省にいたっては四人の大臣を迎えた。スウェーデン政治では異例の大臣乱造期となった。

Bostrom 政権はその後の政党政治の形状形成に大きな影響を与えた。いわゆる農民政党を多党制構造に定着させることになった。しかも政権獲得の可能性が最も大きなブルジョワ政党として。Bostrom 首相は上流階級と農民を接近させいくつかの重要法案を通過させた。この経験を通じて農民はその主張・利益を代表する自分達の政治組織を持つことが目標達成上最も好ましい方法であることを学習した。

上流階級と農民の連携を強化するために Bostrom が利用した政策領域は次の三つであった。先ず第一は国防再編、税制改革問題であった。国防強化を主張する上院保守勢力、都市自由貿易論者には徴兵軍事訓練期間の延長（三〇日から九〇日）を、土地税と分割負担 *indelningsverket* の撤廃を要求する新地方党、旧地方党には土地税の計画的撤廃と分割負担の撤廃を保証した。（分割負担とは長年農民を苦しめて来た制度で、徴兵と結び付いた一種の軍務負担であった。全国の農民の大部分はほぼ同じ規模、生能力を持つセクターに集団化されていた。そして各セクターの農民は一人の兵を出すように、そして、その兵には彼と家族を養うに足るだけの土地を賃金の代わりに提供するように要求されていた。この軍務負担はかなり不公平であった。貴族の所有する土地はこの負担を免除されていた。もっとも貴族は伝統的に将校の大供給源であったのであるが）(D. Rusow, 1956)。第二は関税問題であった。上院の保護貿易多数党、下院の新地方党の支持を背景に工業製品に対する輸入関税率を引き上げた。第三は議席再配分問題であった。Bostrom は上下両院の農民グループの支持を得て下院の都市議員の相対的力を制限しようとした。六五〜六六年議会議法は都市に有利であった。例えば六七年議会での都市の議席占有率は二八・九%であったが七〇年の人口比では都市人口は全人口の僅か一三・〇%でしかなかった。しかも都市化の進展は下院における都市議員の議席占有率を着

図表Ⅲ： 都市選出・地方選出別下院議員分布 (1867～1906年議会)

年	地方選出議員		都市選出議員	
	議員数	%	議員数	%
1867	135	71.1	55	28.9
1876	138	69.7	60	30.3
1885	145	67.8	69	32.2
1894	145	63.6	83	36.4
1897	150	65.2	80	34.8
1906	150	65.2	80	34.8

* L. Sköld, A. Halvarson, 1966, s. 390

実に増加させた。そこで議席配分法を制定し（九四年）その時点での比率で都市と地方の議席数を定めた。図表Ⅲは下院議員を都市・地方別に分類したものである。都市部の過剰代表化が漸進している。改正案は①下院議席数を二三〇に固定し、②地方に一五〇議席（六五・二％）、都市に八〇議席（三四・八％）配分した。（もともと一九〇九年の改正迄は都市は依然として過剰代表されていた。なぜなら一九一〇年の都市人口は僅か二四・八％に過ぎなかったからである）。

Postum 時代の関税問題（より正確には関税問題を契機に生まれた党派主義）は政党政治に新しい側面を加えた。

従来は敵対関係にあった諸勢力の間にも連帯の可能性があることを証明することになった。大農、大土地所有者、産業資本家による問題別連携がそれである。また、Postum が一応の決着をつけた問題、すなわち関税問題、国防・徴兵問題、税制問題、議席再配分問題が広範な国民に直接関連するものであっただけに、選挙権を持たぬ国民を含めたすべての国民が政治参加への意欲を高揚させることになった。これは普通選挙権獲得闘争を燃え上らせ、それを基礎に全国的な大衆組織政党の発生を促す大きな起動力となった。実際、自由貿易論者の背後には常に、選挙権を持たぬ膨大な労働者階級がいた。彼らにとって関税はパンと肉の価格上昇を意味した。自由貿易論の敗北は彼らの政治的関心を刺激せずにはおかなかった。当然、彼らは選挙権改革運動にその全てのエネルギーを投入することになった。さらに、政治勢力としての農民層は成功の故に後退を余儀なくさ

れた。Bostrom 政権は関税問題、税制問題で農民の利益を実現した。しかし、その勝利は農民層を団結させていた共通の苦悩の排除を意味した。九五年に地方党は党首 Olof Jonsson の下で再合同したが、全農民を集結させるだけの錦の御旗は既になくなっていった。そして農村人口の漸減現象と相俟って右傾化していくことになった。かくて、農民急進主義は終焉した。(未完)。

《参考文献》

- * Andersson, I., 1970, *A History of Sweden*, New York
- * Baek, P., 1966, *Det Svenska Partiräsnudet*, i *Samhälle och Riksdag*, Del. II, Stockholm
- * Baek, P., 1972, *Det Svenska Partiräsnudet*, Stockholm
- * Carlsson, S., 1953, *Lantmannapolitiken och industrialismen*, Stockholm
- * Carlsson, S., 1966, *Den Sociala Omgrupperingen i Sverrige efter 1866*, i *Samhälle och Riksdag*, Del. I, Stockholm
- * Carlsson, S. och Rosen Jerker, 1961, *Svenska Historia*, Del. I, II, Stockholm
- * Hallendorff, C. och Schück, A., 1970, *History of Sweden*, New York
- * Hamilton, H., 1928, *Hägkonster*, Stockholm
- * Hesselén, G., 1940, *Den Svenska Parlamentarismens Uppkomst*, Stockholm
- * Montgomery, G.A., 1939, *The Rise of Modern Industry in Sweden*, London
- * Oakley, S., 1969, *A Short History of Sweden*, New York
- * 岡沢憲夫, 1971, 「スウェーデンの議会政治史研究——序説〈そのI〉」, 『政治学研究』第1号所収
- * 岡沢憲夫, 1972, 「スウェーデンの議会政治史研究——序説〈そのII〉」, 『政治学研究』第2号所収
- * Rustow, D., 1955, *The Politics of Compromise*, New York
- * Sköld, L. och Halvarson, A., 1966, *Riksdagens Sociala Sammansättning under Handra År*, i *Samhälle och Riksdag*, Del. I, Stockholm

- * Stjernquist, N., 1966, *Stability or Deadlock?*, in *Political Oppositions in Western Democracies* (Robert Dahl ed.), New Haven
- * Thermaenius, E., 1935, *Lantmannapartiet*, i *Sveriges Riksdag XVII*, Stockhom
- * Tingsten, H., 1933, *Demokratiens Seger och Kris*, i *Vår egen Tids Historia*, Stockholm
- * Torsten, P., 1945, *Ministären Themptander*, Uppsala
- * Vallinder, T., 1962, *I Kamp för Demokratin*, Stockholm
- * Wallin, G., 1961, *Valrörelser och Valresultat*, Stockholm